

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 請負工事
 - 第1節 施工手続（第3条—第27条）
 - 第2節 監督（第28条—第47条）
 - 第3節 工事完成検査及び引渡し（第48条—第54条）
 - 第4節 中間検査（第55条—第56条）
 - 第5節 契約の解除（第57条—第61条の2）
 - 第6節 工事完成履行請求（第62条—第66条）
- 第3章 直営工事
 - 第1節 施工手続（第67条—第69条）
 - 第2節 監督（第70条—第71条）
- 第4章 建設コンサルタント業務の委託
 - 第1節 委託手続（第72条—第81条）
 - 第2節 監督（第82条—第85条）
 - 第3節 検査（第86条—第88条）
 - 第4節 契約の解除（第89条—第92条）
- 第5章 用地購入及び補償（第93条—第97条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、茨城県中央環境衛生組合建設工事執行規則（令和7年茨城県中央環境衛生組合規則第2号。以下「執行規則」という。）及び茨城県中央環境衛生組合建設コンサルタント業務執行規則（令和7年茨城県中央環境衛生組合規則第3号。以下「コンサルタント業務執行規則」という。）その他特別の定めがあるもののほか、茨城県中央環境衛生組合（以下「組合」という。）の所管に係る建設工事（以下「工事」という。）の施工及び工事に係る建設コンサルタント業務の委託事務の執行並びに工事用地の購入及び補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事務局長 組合事務局長をいう。
- （2） 予算執行者 茨城県中央環境衛生組合財務規則（令和6年茨城県中央環境衛生組合規則第13号）第2条の規定により準用する茨城町財務規則（昭和61年茨城町規則第4号。以下「財務規則」という。）第2条第5号に規定する予算執行者

をいう。

(3) 建設コンサルタント業務 コンサルタント業務執行規則第2条に規定する建設コンサルタント業務をいう。

(4) 設計図書 工事起工概要書、工事費内訳書、特記仕様書、図面、その他必要な書類をいう。

第2章 請負工事

第1節 施工手続

(起工決議及び入札執行)

第3条 事務局長は、その所掌に属する工事を施工しようとするときは、工事起工決議書(様式第1号)に設計図書を添付し、決議の手続をとらなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により工事起工が決議されたときは、次に掲げる書類を添付して入札執行するものとする。

(1) 工事設計図書

(2) 指名業者推薦書(決定伺)(様式第2号の1)

(一般競争入札の特例)

第4条 一般競争入札により契約の相手方を決定する場合における対象工事の決定、競争参加資格要件の決定、入札の公告、競争参加資格の確認等の手続については、次条、第6条及び第8条の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

(業者の選定手続)

第5条 事務局長は、第3条第1項の規定により工事起工が決議されたときは、別に定める、茨城県中央環境衛生組合建設工事等入札審査会(以下「入札審査会」という。)に指名業者の選定を諮らなければならない。

2 事務局長は、随意契約によるものについても必要があると認めるときは、前項の例により入札審査会に諮ることができるものとする。

(指名業者決定通知等)

第6条 入札審査会は、指名業者の選定の結果を管理者に報告するとともに、指名業者決定通知書(様式第3号)により事務局長に通知するものとする。

(予定価格等)

第7条 予算執行者は、財務規則第122条(同規則第133条において準用する場合を含む。)の規定により予定価格を定めるとき、又は同規則第123条(同規則第133条において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格又は調査基準価格を設定するときは、予定価格書(様式第4号)を作成しなければならない。

2 予算執行者は、予定価格(財務規則第122条第1項ただし書きの規定による場合を除く。)及び最低制限価格又は調査基準価格については、これを公表してはならない。

3 予算執行者は、最低制限価格又は調査基準価格を設定したときは、入札に参加する者に対し入札を執行する前までにその旨を周知しなければならない。

(入札通知)

第8条 予算執行者は、第6条の規定により指名業者が決定されたときは入札日を定め工事入札通知書(様式第5号)により、当該指名業者に通知しなければならない。

(現場説明等)

第9条 事務局長は指名業者に対し、設計図書及びその他必要な事項を記載した書類を閲覧に供するとともに、必要に応じ現場で実地について説明しなければならない。

(入札)

第10条 予算執行者は、入札に当たって当該入札に参加する者に執行規則第5条第1項に定める入札書を提出させなければならない。

2 予算執行者は、郵便による入札を認めた場合又は入札を郵便によるものに限った場合は、前項の入札書について、書留郵便に付して発送し、かつ、入札執行日の前日までに到達することとしなければならない。

(入札執行者)

第10条の2 入札執行者は、管理者又は管理者が委任した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、茨城県中央環境衛生組合行政組織規則(令和6年茨城県中央環境衛生組合規則第1号。以下「組織規則」という。)第3条に規定する入札事務に関する事務を所掌する係の職員にその執行を補助させることができる。

(開札)

第11条 入札執行者は、入札終了後直ちに入札書を入札場所において、入札者を立ち合わせて開封し、入札金額を発表しなければならない。

2 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせるものとする。

(再度入札及び指名替えによる入札)

第12条 予算執行者は、入札(入札執行日前に予定価格を公表している工事に係るもの及び入札を郵便によるものに限った工事に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の結果、落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。この場合において、入札執行回数は、初回の入札を含めて2回を限度とするものとする。

2 予算執行者は、郵便による入札を認めた場合には、郵便による入札者に再度入札の意思があるかを確認し、意思があるときは、前項の規定にかかわらず、改めて入札執行日を定めて実施しなければならない。

3 予算執行者は、入札(第1項前段の場合においては、再度の入札に限る。)において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、一般競争入札の場合にあっては再度一般競争入札を行う旨の公告を、指名競争入札の場合にあっては業者の指名替えを行うものとする。

4 予算執行者は、前項に規定する指名替えによる入札を執行する場合は、当初の工事入札通知書で示した契約内容、入札条件及び予定価格等を変更してはならない。

5 指名替えによる入札については、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(くじによる落札者の決定)

第13条 予算執行者は、落札者となるべき同一金額の入札をした者が2人以上となったときは、当該入札者に対し、最初に落札者を決定するくじを引く順序を決めるためのくじを引かせた後、その順序により落札者を決定するくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(入札調書)

第14条 予算執行者は、入札(見積)調書(様式第6号)を作成し、入札の経過を明らかにしておくものとする。

(入札の無効)

第15条 予算執行者は、財務規則第125条(同規則第133条において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

- (1) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (2) 郵便による入札(郵便による入札を認めない場合に限る。)
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

(請負契約の締結)

第16条 事務局長は、契約の相手方が決定したときは、建設工事請負契約決議書(様式第7号)により決議し、執行規則第8条第1項に定める建設工事請負契約書(以下「請負契約書」という。)により契約を締結しなければならない。

2 競争入札に付した場合において、落札者が請負契約を締結しないときは、当該入札に参加した次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額の制限内で行うものとし、かつ、工期を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

(契約の特例)

第17条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項(第6号及び第7号を除く。)の規定による随意契約については、第5条第1項の規定にかかわらず、担当する係において契約の手続を行うことができる。

(設計変更の決議)

第18条 事務局長は、契約工事について、現場の状況その他の事由により設計変更を要すると認めた場合は、速やかに工事設計変更決議書(様式第8号)に工事起工の際添付した設計図書の変更書類(以下「変更設計図書」という。)を添付して予算執行者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により設計変更の決議がなされたときは、工事設計変更通知書(様式第9号)により受注者に通知するものとする。

(設計変更の範囲)

第19条 設計の変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、変更する予定金額が次に掲げる額を超えて行ってはならない。

- (1) 当初の請負代金額が5,000万円以下のものにあつては、当該金額の100分の30に相当する額
- (2) 当初の請負代金額が5,000万円を超え1億円以下のものにあつては、当該金額の100分の20に相当する額
- (3) 当初の請負代金額が1億円を超えるものにあつては、その都度協議して定める額

(変更請負契約の締結)

第20条 事務局長は、第18条第1項の規定により決議された工事設計変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、変更請負契約を締結するものとする。

- 2 事務局長は、前項の規定により変更請負契約を締結するときは、建設工事請負契約変更決議書(様式第10号)により決議し、建設工事変更請負契約書(以下「変更契約書」という。)により、速やかに契約の締結を行わなければならない。

(工事施工の一時中止等)

第21条 事務局長は、請負工事について工事の施工の一時中止又は一時中止の解除をしようとするときは、工事施工一時中止(解除)決議書(様式第11号)により予算執行者の決裁を受けなければならない。

- 2 事務局長は、前項の規定により工事施工の一時中止又は一時中止の解除の決議がなされたときは、工事施工一時中止(解除)通知書(様式第12号)により受注者に通知するものとする。

(工期の変更決議等)

第22条 事務局長は、請負工事について工期の変更の必要があると認めるとき又は受注者から工期の変更の申出がありこれを適正と認めるときは、工期変更決議書(様式第13号)により予算執行者の決裁を受けなければならない。

- 2 事務局長は、前項の規定により工期変更の決議がなされたときは、工期変更(承認)通知書(様式第14号)により受注者に通知するものとする。

(工期変更に係る変更請負契約の締結)

第23条 事務局長は、前条第1項の規定により決議された工期変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、変更請負契約を締結するものとする。

- 2 事務局長は、前項の規定により変更請負契約を締結するときは、建設工事請負契約変更決議書により決議し、変更契約書により速やかに契約の締結を行わなければならない。

(工事台帳)

第24条 事務局長は、工事台帳(様式第15号)を作成し、これに必要な事項を記載し整理しておかななければならない。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業に係る工事については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(平成12年運輸省・建設省令第14号)第13条に定める工事台帳をあわせて備えるものとする。

(債権譲渡の取扱い)

第25条 予算執行者は、受注者から請負契約書第5条第1項ただし書の規定による債権譲渡承諾申請書（様式第16号）の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、債権譲渡承諾書（様式第17号）を受注者に送付しなければならない。

（債権譲渡通知書）

第26条 予算執行者は、前条の規定により債権譲渡承諾書を送付した場合において、受注者が債権の譲渡を完了したときは、当該受注者から、遅滞なく、確定日付のある債権譲渡通知書を徴さなければならない。

（出来形検査）

第27条 事務局長は、受注者から請負契約に係る部分払を受けるための出来形検査願（様式第18号）の提出があったときは、出来形算出明細書（請負契約書別紙）及び内訳明細書を作成し、速やかに検査員を決定し検査を執行しなければならない。

2 出来形検査員は、次条に規定する監督員及び受注者又はその現場代理人の立会いの上出来形検査を行わなければならない。

3 出来形検査員は、出来形検査を行ったときは、財務規則に規定する工事出来高検査調書を作成し、予算執行者に復命しなければならない。

4 事務局長は、前項の工事出来高検査調書の提出があったときは、当該調書に基づき出来形検査結果通知書（様式第19号）により受注者に通知しなければならない。

第2節 監督

（監督員の任命）

第28条 事務局長は、第16条第1項又は第17条の規定により請負契約を締結したときは、監督員決定（変更）決議書（様式第20号）により2人以上の監督員の任命を決議し、当該監督員に監督員任命書（様式第21号）を交付し、必要な事項を指示しなければならない。

（監督員決定通知）

第29条 事務局長は、前条の規定により監督員を任命し、又は変更したときは、受注者に対し、速やかに監督員決定（変更）通知書（様式第22号）により通知しなければならない。この場合において、2人以上の監督員にその権限を分担させたときは、当該通知書にそれぞれの監督員の有する権限の内容を記載しなければならない。

（監督員の職務）

第30条 監督員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 工事施工についての受注者及びその現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付並びに受注者が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査並びに工事材料の試験及び検査

(4) 受注者及びその現場代理人に対する請負契約書の各条項及び関係法令等の遵守に関しての指導及び監督

(5) 受注者が行う施工管理、品質管理等に関する指示、承諾及び書類の確認
(監督心得)

第31条 監督員は、職務の遂行に当たっては、厳正かつ公平を旨とし、次の事項を遵守して工事の監督を行わなければならない。

(1) 職務上特に知ることのできた受注者の業務上の秘密に属する事項は、これらを他に漏らしてはならない。

(2) 施工計画書及び工程表を審査し、その内容を把握しておくとともに、工事現場の状況を把握しておくこと。

(3) 工事の施工に関し報告、連絡及び相談を常に心がけること。

(4) 工事現場に立ち会うときは、必要な設計図書、監督票・指示(承諾)書(様式第23号。以下「指示書」という。)その他必要な書類を携行すること。

(監督の方法)

第32条 監督員は、立会い、段階確認、搬入時検査等の方法により、施工方法、施工内容、出来形、品質、規格、数量等を確認するものとする。ただし、受注者の作成した施工管理記録、写真、品質証明等により確認できる場合は、この限りでない。

(事前の説明)

第33条 監督員は、工事が着手される前に、受注者又はその現場代理人に対して、設計図書の内容を正確に説明し、施工の位置、方法、順序等を指示しなければならない。

(丁張等の確認)

第34条 監督員は、受注者が行う丁張等の施設については、正確かつ堅ろうに設置させ、その結果を確認するものとする。

(工事記録の整備)

第35条 監督員は、水中又は地下に埋設する工事その他工事完了後外面から明視することのできない部分については、適宜その施工に立ち会うとともに、必要があると認めるときは、その施工状況を受注者又はその現場代理人に撮影及び記録させておかななければならない。

(指示等)

第36条 監督員は、受注者又はその現場代理人に対して指示、承諾又は協議をするときは、指示書により行わなければならない。この場合において、受注者又はその現場代理人の署名を徴しておかななければならない。

2 監督員は、前項の規定により受注者又はその現場代理人に指示した場合には、その旨を指示書により事務局長に報告しなければならない。

(工事材料の検査)

第37条 監督員は、受注者又はその現場代理人から設計図書で指定した工事材料について検査の要求を受けたときは、遅滞なく、検査をしなければならない。

2 監督員は、前項の規定により検査を行った結果、不合格となった工事材料については、速やかに工事現場外へ搬出させて良品と交換させるとともに、不足数量については補充させ、これらについて、再度、検査をしなければならない。

3 事務局長は、監督員が工事材料の検査をする場合において特に必要があると認めるときは、監督員以外の職員を立会人に命じて検査に立ち合わせることができる。
(工程管理)

第38条 監督員は、常に工事の進捗状況を把握し、工事の施工に遅延又は手戻りが生ずるおそれがあると認めるときは、その状況を事務局長に報告するとともに、その原因が受注者の責めによるときは、指示書により、受注者又はその現場代理人に対し適切な措置を講じて工事の促進を図るよう指示しなければならない。

(改造の指示)

第39条 監督員は、工期の途中において工事の施工が設計図書に適合していないと認めるときは、受注者又はその現場代理人に対して指示書により改造を指示し、その旨を事務局長に報告しなければならない。

(破壊検査)

第40条 監督員は、次の各号のいずれかに該当するときには、事務局長の承認を得て破壊検査をすることができる。

(1) 設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料をその検査を受けることなく使用したとき。

(2) 設計図書で監督員の立会いを受けて工事材料の調合又は工事の施工を行うべく定められているにもかかわらず、その立会いを受けないで調合又は工事の施工をしたとき。

(3) 設計図書で工事の材料又は施工について見本又は工事写真等の記録を整備するよう定められているにもかかわらず、これを行わなかったとき。

(4) その他工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当な理由がある場合において、破壊検査によらなければ工事の施工の適否を確認することができないとき。

(支給材料及び貸与品)

第41条 監督員は、工事に支障を来すことなく支給材料及び貸与品が受注者又はその現場代理人に引き渡されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 監督員は、支給材料又は貸与品を引き渡すときは、受領書又は借用書を徴しなければならない。

3 監督員は、支給材料について、その使用状況を把握するとともに、貸与品については、受注者に善良な管理者の注意をもって管理させなければならない。

4 監督員は、受注者又はその現場代理人に引き渡した支給材料又は貸与品が滅失し、又は毀損したときは、受注者に支給材料・貸与品事故報告書(様式第24号)を提出させ、直ちにその状況を調査し、事務局長に報告しなければならない。

(条件変更等の措置)

第42条 監督員は、工事の施工に当たり、請負契約書第18条第1項各号に掲げる事実について、受注者から確認を求められたとき又は自らこれを発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を事務局長に報告し、その指示を受けて受注者に対し指示書により必要な指示をしなければならない。ただし、当該事実が軽易なものであるときは、直ちに受注者に対して指示書により必要な指示をし、その結果を事務局長に報告することができる。

(臨機の措置)

第43条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置を講じさせる必要があると認めるときは、受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、当該状況を事務局長に報告しなければならない。

2 監督員は、緊急やむを得ない事由により受注者又はその現場代理人の判断により臨機の措置がとられた場合には、速やかに現場の状況を把握して、事務局長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼす損害)

第44条 監督員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼすような状況が生じたときは、速やかに受注者又はその現場代理人に指示書により指示し、事務局長に当該状況を報告しなければならない。

(発生材の処理)

第45条 監督員は、工事の施工に伴い発生材が生じたときは、現場発生材報告書(様式第25号)により事務局長に報告しなければならない。

(契約不履行)

第46条 監督員は、受注者に契約不履行のおそれがあると認めるときは、速やかに指示書により事務局長を経て、予算執行者に報告しなければならない。

(監督の記録)

第47条 監督員は、次に掲げる書類(受注者から提出を受けた書類を含む。)を整理して監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

(1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議に関する記録及び書類

(2) 工事实施状況の検査又は工事材料の検査及び立会い等の事項を記載した書類

(3) その他監督に関する書類

第3節 工事完成検査及び引渡し

(検査員)

第48条 検査員は、組織規則第4条に規定する事務局長及び同規則第3条に規定する総務係の職員で予算執行者が命じた職員又は委託した職員以外の者とする。

(検査員の決定)

第49条 事務局長は、受注者から請負契約書第31条第1項の規定による工事完成通知書の提出があったときは、速やかに検査員を決定し検査を執行させなければな

らない。

(検査の実施)

第50条 検査員は、受注者又はその現場代理人の立会いの上検査を行わなければならない。

2 検査員は、検査を行ったときは、財務規則の規定による完成検査調書を作成し予算執行者に復命しなければならない。

(工事完成検査結果通知等)

第51条 事務局長は、完成検査が完了したときは、速やかに工事完成検査結果通知書(様式第26号)を作成し、受注者に通知しなければならない。

(検査の立会)

第52条 検査員は、次に定める者の立会いを求めた上検査を行うものとする。

(1) 事務局長又は事務局長が命じた職員のうちいずれかの者及び監督員

(2) 受注者又は現場代理人及び検査員が必要と認めた者

(工事物件の引渡し)

第53条 予算執行者は、完成検査が完了したときは、直ちに受注者から工作物件引渡書(様式第27号)により引渡しを受けるものとする。

(部分引渡しに係る検査)

第54条 予算執行者は、設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合は、第49条から前条までの規定を準用する。

第4節 中間検査

(中間検査の要求等)

第55条 事務局長は、工事施工の途中における検査の必要があると認めるときは、検査を執行しななければならない。

2 中間検査の検査員の決定、中間検査の実施及び検査の立会いについては、第49条、第50条第1項及び第52条の規定を準用する。

(中間検査の報告)

第56条 検査員は、中間検査の結果を別に定める茨城県中央環境衛生組合建設工事検査要領(令和7年茨城県中央環境衛生組合要領第1号)の規定による中間検査復命書を作成し、管理者に復命するものとする。

第5節 契約の解除

(契約の解除)

第57条 予算執行者は、契約の保証について瑕疵担保特約付きの公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合を除き、受注者が請負契約書第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約解除通知書(様式第28号)により契約を解除しなければならない。ただし、工事期間後相当の期間内に工事を完成する見込みがある場合は、この限りでない。

(違約金等)

第58条 予算執行者は、前条の規定により契約を解除した場合には、直ちに当該受

注者から請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。この場合において、契約保証金等の保証を付しているときは、契約の保証の種類に応じて、別に定めるところにより契約保証金を違約金に充当する手続をとらなければならない。

(前払保証人への通知)

第59条 予算執行者は、契約を解除した工事について請負代金の前払をしているときは、当該前払について保証人である保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）に対し契約解除通知書（様式第29号）により契約を解除した旨の通知をしなければならない。

(出来形の確認)

第60条 予算執行者は、契約を解除した工事について第27条第1項及び第2項に準じ出来形検査員を決定し、受注者を立ち会わせて上で、その出来形部分及び当該出来形部分に対する請負代金相当額を確認しなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前払をしているときは、保証事業会社にも立会いを求めなければならない。

2 出来形検査員は、前項の出来形確認を行った場合において、受注者及び保証事業会社を立ち会わせて場合には、出来形確認書（様式第30号）により確認を求めるものとする。

(前払保証請求)

第61条 予算執行者は、前条第2項の規定により保証事業会社と出来形を確認し、保証を受けるべき部分があると認められた場合には、直ちに保証金の請求をしなければならない。

(談合その他不正行為による解除等)

第61条の2 予算執行者は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、予算執行者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 予算執行者は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第1項又は第3項の規定に基づき、受注者から請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

3 予算執行者は、受注者が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、請負契約書第49条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第2項又は第3項の規定に基づき、受注者から請負代金額の100分の20に相当する額の賠償金を徴しなければならない。

4 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

第6節 工事完成履行請求

(履行請求)

第62条 予算執行者は、契約の保証について瑕疵担保特約付きの公共工事履行保証証券により役務的保証を求めた場合、受注者が請負契約書第46条第1項各号のいずれかに該当するときは、直ちに保証人である保険会社に代替履行請求書兼債権譲渡承諾書(様式第31号)により工事完成の履行請求(以下「履行請求」という。)をしなければならない。

2 予算執行者は、前項の履行請求をしたときは、受注者に対してその旨の代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書(様式第32号)により通知しなければならない。

3 前2項の履行請求及び通知は、配達証明郵便及び内容証明郵便によらなければならない。

(保証事業会社への通知)

第63条 予算執行者は、履行請求をした工事について請負代金の前払をした保証人である保証事業会社に対し、履行請求をした旨を通知しなければならない。

(出来形の確認)

第64条 予算執行者は、履行請求後、保険会社から出来形の確認の立会いを求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、当該工事について請負代金の前払をしているときは、保証事業会社に立会いを求めるよう指示しなければならない。

(代替履行業者選定承認)

第65条 予算執行者は、履行請求をした工事について、保険会社から代替履行業者選定報告書の提出があり、適当と認めたときは代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書(様式第33号)により承認の通知をするものとし、代替業者及び保険会社から代替履行承諾書の提出を求めなければならない。

(監督員の通知等)

第66条 事務局長は、代替履行業者が決定したときは、代替履行業者に対し監督員決定通知書により通知し、代替履行業者から現場代理人及び主任・監理技術者等専任通知書を提出させなければならない。

第3章 直営工事

第1説 施工手続

(起工決議)

第67条 事務局長は、その所掌に属する直営工事(以下「直営工事」という。)を施工しようとするときは、工事起工決議書に設計図書等を添付して決議しなければならない。

(設計変更)

第68条 事務局長は、現場の状況その他の事由により設計の変更を認めた場合には、工事設計変更決議書に変更設計図書を添付して決議しなければならない。

(工事台帳)

第69条 事務局長は、工事台帳を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

い。

第2節 監督

(監督員の任命)

第70条 事務局長は、直営工事の施工を監督させるため、監督員決定(変更)決議書により監督員の任命を決議し、必要な書類を交付して監督に当たらせなければならない。

(作業状況の報告及び書類の整理)

第71条 監督員は、直営工事の作業状況について、作業日報を整理して事務局長に報告しなければならない。

2 監督員は、直営工事の施工に関する書類を整理し、工事の経緯を明らかにしておかななければならない。

第4章 建設コンサルタント業務の委託

第1節 委託手続

(委託費執行決議及び入札執行)

第72条 事務局長は、その所掌に属する委託を執行しようとするときは、委託費執行決議書に設計図書を添付し、決議の手続をとらなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により委託執行が決議されたときは、次に掲げる書類を添付して入札執行するものとする。

(1) 委託設計図書

(2) 指名業者推薦書(決定伺)(様式第2号の2)

(入札に関する規定の準用)

第73条 第5条から第15条までの規定は、建設コンサルタント業務の委託について準用する。

2 標準プロポーザル及び公募型プロポーザルにおける業者選定、公募の方法等の手続については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(委託契約の締結)

第74条 事務局長は、契約の相手方が決定したときは、委託契約決議書により決議し、コンサルタント業務執行規則第6条の規定に定める建設コンサルタント業務委託契約書(以下「委託契約書」という。)により委託契約を締結しなければならない。

(契約の特例)

第75条 令第167条の2第1項(第6号及び第7号を除く。)の規定による随意契約については、第5条第1項及び第72条第2項の規定にかかわらず、事務局長において契約の手続を行うことができる。

(設計変更の決議)

第76条 事務局長は、委託業務について、現場の状況その他の事由により設計の変更を要すると認めた場合は、速やかに委託費変更決議書に変更設計図書を添付して、予算執行者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により設計変更の決議がなされたときは、委託業務変更

通知書により受注者に通知するものとする。

(変更委託契約の締結)

第77条 事務局長は、前条第1項の規定により決議された委託費変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、変更委託契約の締結するものとする。

2 事務局長は、前項の規定により変更請負契約を締結するときは、委託契約変更決議書により決議し、コンサルタント業務執行規則第7条の規定に定める建設コンサルタント業務等変更委託契約書（以下「変更委託契約書」という。）により、速やかに契約の締結を行わなければならない。

(委託業務の一時中止)

第78条 事務局長は、委託業務について、委託業務の一時中止又は一時中止の解除をしようとするときは、委託業務一時中止（解除）決議書により予算執行者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により委託業務の一時中止又は一時中止の解除の決議がなされたときは、委託業務一時中止（解除）通知書により受注者に通知するものとする。

(履行期間の変更決議等)

第79条 事務局長は、委託業務について履行期間の変更の必要があると認めるとき又は受注者から履行期間の変更の申出がありその必要があると認めるときは、履行期間変更決議書により予算執行者の決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により履行期間変更の決議がなされたときは、履行期間変更（承認）通知書により受注者に通知するものとする。

(履行期間変更に係る変更委託契約の締結)

第80条 事務局長は、前条第1項の規定により決議された履行期間変更決議書に基づき受注者と協議が整ったときは、委託契約変更決議書により決議し、変更委託契約書により、速やかに契約の締結を行わなければならない。

(工事台帳)

第81条 事務局長は、工事台帳を作成し、必要な事項を記載の上、整理しておかななければならない。

第2節 監督

(委託業務監督員の任命)

第82条 事務局長は、委託業務について委託契約を締結したときは、監督員決定（変更）決議書により監督員を任命し、当該監督員に監督員任命書を交付し、必要な事項を指示しなければならない。

(委託業務監督員決定通知)

第83条 事務局長は、前条の規定により監督員を任命又は変更したときは、受注者に対し、速やかに監督員決定（変更）通知書により通知しなければならない。

(委託業務監督員の職務)

第84条 監督員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 委託業務の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾及び協議
 - (2) 委託業務の処理状況の確認
 - (3) 受注者に対する委託契約書の各条項及び関係法令等の遵守に関する指導及び監督
 - (4) 各工程における成果物の内容の確認
- 2 監督員は、受注者に対して指示、承諾又は協議をするときは、指示書により行わなければならない。この場合において、受注者の署名を徴しておかなければならない。
- 3 前項前段の規定にかかわらず、協議等については受注者の作成する様式を用いることができるものとする。
- 4 監督員は、必要に応じ、受注者に業務に関する打合せ記録の整理を行わせ、提出させるものとする。

(監督の記録)

第85条 監督員は、監督に関する書類（受注者から提出を受けた書類を含む。）を整理して監督の経緯を明らかにしておかなければならない。

第3節 検査

(検査員)

第86条 事務局長は、受注者から業務完了通知書、納品書及び成果物が提出されたときは、自らが検査員となり検査を行うものとする。

(検査の実施)

第87条 検査員は、受注者又はその管理技術者の立会いの上、成果物の検査を行わなければならない。

2 検査員は、検査を行ったときは、財務規則の規定による完成検査調書を作成し予算執行者に復命しなければならない。

(検査結果通知等)

第88条 検査員は、委託業務の検査が完了したときは、その結果を速やかに委託業務完了検査結果通知書（様式第34号）により、受注者に通知しなければならない。

第4節 契約の解除

(契約の解除)

第89条 予算執行者は、委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書（様式第35号）により契約を解除しなければならない。ただし、履行期間後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがある場合には、この限りでない。

2 予算執行者は、委託業務料の前払をしている場合であって前項の規定により契約の解除をしたときは、契約解除通知書によりその旨を前払保証人に通知しなければならない。

(前払保証請求)

第90条 予算執行者は、前条第2項により保証事業会社へ通知した場合において、

保証を受けるべき部分があると認められたときは、直ちに保証金の請求をしなければならない。

(違約金)

第91条 予算執行者は、第89条第1項の規定により受注者との委託契約を解除したときは、直ちに当該受注者から業務委託料の10分の1に相当する額の違約金を徴しなければならない。

(談合その他不正行為による解除等)

第92条 予算執行者は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、予算執行者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 予算執行者は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、委託契約書第45条の2第1項の規定に基づき、受注者から業務委託料の100分の15に相当する額の違約金を徴しなければならない。

3 予算執行者は、受注者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、委託契約書第45条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定に基づき、受注者から業務委託料の100分の20に相当する額の違約金を徴しなければならない。

4 第89条第2項及び第90条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

第5章 用地購入及び補償

(用地及び補償費執行決議等)

第93条 事務局長は、用地補償を執行しようとするときは、用地補償執行決議書に必要な書類を添付して、決議しなければならない。

(用地交渉員の任命)

第94条 事務局長は、前条の規定により決裁を受けたときは、用地交渉員決定(変更)決議書(様式第36号)により2人以上の用地交渉員を任命し、用地交渉員任命書(様式第37号)に必要な書類を添付して交付しなければならない。

(用地及び補償費執行の変更)

第95条 事務局長は、用地補償について変更を要すると認めたときは、用地補償変更決議書に必要な書類を添付して決議の手续をとらなければならない。

(契約の履行確認)

第96条 事務局長は、土地の所有権移転登記が完了したときは登記済証により、物件の移転が完了したときは現地確認により、その完了を確認しなければならない。

(台帳の整理)

第97条 事務局長は、用地の購入及び補償について、台帳を作成し、必要な事項を記載の上、整理しておかななければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条、第67条、第72条、第93条関係）

工 事 起 工 決 議 書
 委 託 費 執 行 決 議 書
 用 地 補 償 執 行 決 議 書

分類 大 中 小 細
 番号 . . .

起 案 者 茨城県中央環境衛生組合					起 案	年 月 日		
.....係.....					決 裁	年 月 日		
職・氏名 ⑩					保存年限	永・年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	局長部長	事務局長補佐	係長		係員	
工 事 名 (委託業務名等)							公印承認印	
工 事 場 所 (履行場所)								
予 算	年度	会計	款	項	目	節	摘要	
	予 算 額		起工済額		残 額		今回起工額	
	円		円		円		円	
契 約 方 式	(該当の□に✓印をすること) <input type="checkbox"/> 一般競争入札 <input type="checkbox"/> 指名競争入札 <input type="checkbox"/> 随意契約							
入札保証金 契約保証金								
工 事 内 容 (業務内容)	別添「設計図書」のとおり							
公 開 区 分	1 公 開 2 部分公開 3 非 公 開	非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2 条の規定により茨城町情報公開条例第 条 第 項第 号該当				

指名業者推薦書(決定伺)					公開区分		発注部署							
					1. 公開 2. 部分公開 3. 非公開		非公開の部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条の規定により茨城県情報公開条例第 条 第 項第 号該当					
入札審査会決定日					年 月 日		指名業者決定伺					年 月 日		
業務名					委員長		副委員長		委員					
履行場所					茨城県副町長		笠間市副市長		茨城県生活経済部長		笠間市環境推進部長		事務局長	
履行期間		日間		設計金額										
				(税込み)										
主管事務局長補佐		業種		茨城県										
		笠間市												
概要					推薦理由									
					信用度		手持ち業務		技術者の状況、技術的適正			地理的条件		その他
					指名停止又は業務停止命令が現在行われていない。	業者の手持業務の状況が、当該業務を受注しても技術力、経営力などの受注能力の範囲内である。	当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格者が確保できる。	当該業務と同種又は類似業務について相当の実績がある。	当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績がある。	地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績がある。	市町内に本支店、営業所を有し地域の作業特性に精通している。	(具体的に理由を記載すること。)		
区分	業者名	業者番号(茨城県)	業者番号(笠間市)	本店所在地 <small>県内は市町村名 県外は都道府県名</small>										
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														

備考 1. 「業種」は該当業種を記入し、「推薦理由」は該当欄に○を付すること。
 2. 推薦業者名を更正する場合には、当該業者名を-----により抹消し、必要に応じ空欄に記入すること。

予定価格書

年 月 日執行競争入札（見積）

工事名又は委託業務名 _____

施工場所又は履行場所 _____ 地内 _____

予 定 価 格 _____ 円

入札書比較価格 (予定価格の110分の100)	円
----------------------------	---

最低制限価格・調査基準価格 _____ 円


入札書比較価格 (最低制限価格・調査基準価格の110分の100)	円
-------------------------------------	---

年 月 日作成

⑩

年 月 日

商号又は名称 様

茨城県中央環境衛生組合
管理者 

工 事入札通知書
委 託 業 務入札通知書

次の工事（委託業務）の指名競争入札の参加者として指名したので通知します。

入札に付する事項	工 事 名 (委託業務名)	
	工 事 場 所 (履行場所)	
	工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
設計図書（仕様書及び図面を含む。） 閲 覧 場 所		
現場説明の日時及び場所		年 月 日 時 分
入札執行の日時及び場所		年 月 日 時 分
入 札 保 証 金		
契 約 保 証 金		
予 定 価 格		
最低制限価格又は調査基準価格		
前 払 金		
備 考		

1 注意事項について

- (1) 入札(見積り)に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、茨城県中央環境衛生組合建設工事執行規則(令和7年茨城県中央環境衛生組合規則第2号)、茨城県中央環境衛生組合建設コンサルタント業務執行規則(令和7年茨城県中央環境衛生組合規則第3号)及び茨城県中央環境衛生組合財務規則(令和6年茨城県中央環境衛生組合規則第13号)を遵守すること。
- (2) 入札(見積り)に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札(見積り)に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者(見積りをしようとする者)と入札(見積)価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札(見積)価格を定めなければならない。また、落札(随意契約)の決定前に、他の入札参加者(見積りをしようとする者)に対して入札(見積)価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者(見積りをしようとする者)が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行すること(公正な随意契約をすること)ができないと認められるときは、当該入札参加者(見積りをしようとする者)を入札(見積り)に参加させず、又は入札の執行(見積りの提出)を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札(見積り)は、無効とする。
- (7) 入札(見積)書を、指定日時までに提出しないときは無効とする。また、郵送による入札(見積り)は、郵便による入札を認めない場合においては、無効とする。
- (8) 設計図書及び仕様書の規定を満たさない者の入札は、無効とする。
- (9) 入札(見積り)は、初回を含め2回を限度とする。ただし、茨城県中央環境衛生組合財務規則第2条の規定により準用する茨城町財務規則(昭和61年茨城町規則第4号)第122条第1項ただし書の規定により予定価格を事前公表した入札及び入札を郵便によるものに限った場合にあっては、1回を限度とする。
- (10) 落札者の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札(見積)書の提出をした者を落札者とするを原則とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (11) 最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格未満の入札をした者は、落札者とはせず、この入札におけるそれ以降の入札には、参加できない。
- (12) 調査基準価格を設定しているときは、入札価格が調査基準価格に満たない入札があった場合においては、当該入札参加者に対して当該入札の結果を保留し、落札者は後日決定する旨を宣言する。
- (13) 提出した入札(見積)書の引換え、変更又は取消しは、認めない。
- (14) 入札を希望しない場合は、参加しないことができる。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。
- (15) この工事が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の13に該当するもの(建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上)である場合は、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する審査をいう。)を受けていない者は、この入札に参加できない。

入札に当たっては、最新の経営事項審査結果通知書(建設業法第27条の27第1項に基づく通知(様式第2号))の写しを持参すること。ただし、既に有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出している者にあっては持参することを要しない。既に経営事項審査を受審した者であって最新の経営事項審査結果通知書が送達されていないものは、経営事項審査完了票を持参すること。
- (16) 入札に参加する者が1人であるときは、入札は中止する。この場合、入札に参加する者が損失を受けても、組合は補償の責めを負わない。
- (17) この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、落札者は、契約に当たり、分別解体等の方法等について、落札決定後に発注者と協議を行うこと。
- (18) この工事が、建設業法施行令第27条第1項に定めるもの(建築一式工事7,000万円以上、その他の建設工事3,500万円以上)に該当する場合は、入札執行日(入札の申込を伴う場合にあっては、入札の申込のあった日)において引き続き3月以上(以下単に「3月以上」という。)の雇用関係がある主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置すること。契約後、主任技術者又は監理技術者をやむを得ず変更する場合も同様とする。

また、この工事に係る入札に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類を提示し、又はその写しを提出すること。

入札（見積）調書

	公開区分	1 公開 2 部分公開 3 非開示	非公開の部分・理由	茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条の規定により茨城町情報公開条例第 条第 項第 号該当	
工 事 名 (委託業務名)					
工 事 場 所 (履行場所)					
入 札 年 月 日	年 月 日 午 時 分			入・開 札	
入 札 者	第 1 回 入 札		第 2 回 入 札		備 考
	金 額(円)	順	金 額(円)	順	
見 積 者 名	第 1 回 見 積		第 2 回 見 積		備 考

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る価格である。本入札（見積）の内容については上記のとおりであるので
 を落札者と決定する。

執行者 Ⓜ
 立会人 Ⓜ

様式第7号（第16条、第74条関係）

建設工事請負契約決議書
委託契約決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合					起案	年 月 日		
.....係.....					決裁	年 月 日		
職・氏名 ㊟					保存年限	永・年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長		係員	
工事名 (委託業務名)							公印承認印	
工事場所 (履行場所)								
予算	年度歳出							
	会計		款		項		目	節
請負(委託)に付する額		円						
請負(委託)決定額		円						
受注者								
契約方式								
契約保証金		契約保証金・国債等・銀行等・保証事業会社・免除 (公共工事履行保証証券・履行保証保険・その他)						
工期 (履行期間)		年 月 日から			日間			
公開区分		1 公開	非公開の部分		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条の規定により茨城町情報公開条例第 条第 項第 号該当			
		2 部分公開	・理由					
		3 非公開						

様式第8号（第18条、第68条、第76条、第95条関係）

工事設計変更決議書
委託費変更決議書
用地補償変更決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合				起案		年 月 日		
.....係.....				決裁		年 月 日		
職・氏名 ⑩				保存年限		永・年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐		係長	係員	
工事名 (委託業務名等)						公印承認印		
工事場所 (履行場所)								
原契約年月日			年 月 日					
変更事項	変更予定請負額		円 増・減					
	工期 (履行期間)		年 月 日から		日間 延長・短縮			
予算	年度	会計	款	項	目	節	摘要	
	予算額		起工済額		残 額		今回変更額	今回増減額
	円		円		円		円	円
工事内容 (業務内容)		別添「設計図書」のとおり			変更通知 年 月 日		年 月 日	
公開区分		1 公開 2 部分公開 3 非公開		非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条 の規定により茨城町情報公開条例第 条第 項第 号該当		

様式第9号（第18条、第76条関係）

工事設計変更通知書
委託業務変更通知書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">茨城県中央環境衛生組合 管理者 印</p>		
工 事 名 (委託業務名)		
工 事 場 所 (履行場所)		
原 契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
変 更 事 項	工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 延長・短縮
	設 計 内 容	別添「変更設計図書」のとおり
見 積 書 の 提 出	<p>変更契約を締結したいので、年 月 日 午前・午後 時までに 茨城県中央環境衛生組合 係へ見積書を提出してください。</p>	

様式第10号(第20条、第23条、第77条、第80条関係)

建設工事請負契約変更決議書
委託契約変更決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合					起案	年 月 日		
.....係.....					決裁	年 月 日		
職・氏名 ⑩					保存年限	永・年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長		係員	
工事名 (委託業務名)							公印承認印	
工事場所 (履行場所)								
予算	年度歳出							
	会計		款		項		目	節
請負(委託)に 付する額		円						
原契約年月日								
受注者								
契約 変更 事項	増減額	円増(減)						
	契約保証金	変更不要・円増(減)・日間延長(短縮)						
	工期 (履行期間)	年 月 日から			日間		日間	
公開区分	1 公開		非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第 2条の規定により茨城町情報公開条例 第 条第 項第 号該当			
	2 部分公開							
	3 非公開							

様式第11号（第21条、第78条関係）

工事施工一時中止（解除）決議書
 委託業務一時中止（解除）決議書

分類 大 中 小 細
 番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合				起案	年 月 日	
.....係.....				決裁	年 月 日	
職・氏名 ④				保存年限	永・年・差替	
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長	係員
工事名 (委託業務名)					公印承認印	
工事場所 (履行場所)						
原契約年月日			年 月 日			
工期 (履行期間)			年 月 日から 日間 年 月 日まで			
受注者						
一時中止 予定期間			年 月 日 日間 年 月 日			
理由						
通知年月日			年 月 日			
公開区分		1 公開 2 部分公開 3 非公開	非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条 の規定により茨城県情報公開条例第 条第 項第 号該当	

様式第12号（第21条、第78条関係）

工事施工一時中止（解除）通知書
 委託業務一時中止（解除）通知書

年 月 日	
商号又は名称	様 茨城県中央環境衛生組合 管理者 印
工 事 名 (委託業務名)	
工 事 場 所 (履行場所)	
原 契 約 年 月 日	年 月 日
工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
一 時 中 止 予定(した)期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
理 由	
備 考	

様式第13号(第22条、第79条関係)

工 期変更決議書
履行期間変更決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起 案 者 茨城県中央環境衛生組合				起 案	年 月 日	
.....係.....				決 裁	年 月 日	
職・氏名 ④				保存年限	永・ 年・差替	
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長	係員
工 事 名 (委託業務名)					公印承認印	
工 事 場 所 (履行場所)						
原契約年月日			年 月 日			
工 期 (履行期間)			年 月 日から 年 月 日まで 日間			
受 注 者						
変 更 事 項	変 更 日 数		日間 延長・短縮			
	変 更 予 定 工 期		年 月 日 年 月 日 日間			
	前 回 ま だ の 変 更					
意 理 見 由						
変 更 通 知 年 月 日			年 月 日			
公 開 区 分		1 公 開 2 部分公開 3 非 公 開	非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条 の規定により茨城県情報公開条例第 条第 項第 号該当	

様式第14号（第22条、第79条関係）

工 期変更（承認）通知書
 履行期間変更（承認）通知書

商号又は名称 様 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 茨城県央環境衛生組合 管理者 印 </div>		
工 事 名 (委託業務名)		
工 事 場 所 (履行場所)		
原 契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
契 約 変 更 事 項	変 更 日 数	日間 延長・短縮
	変 更 予 定 工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	前 回 ま だ の 変 更	
	契 約 保 証 金	変更要 ・ 変更不要 ・ 希望により変更可
理 由		
契 約 書 の 提 出	変更契約を締結しますので、（契約の保証を変更する書類を添えて）茨城県央環境衛生組合 係へ変更請負契約書を提出してください。	

様式第15号(第24条、第69条、第81条関係)

工 事 台 帳

No.

工 事 名												
工 事 場 所				施 工 業 者 名								
契 約 年 月 日	年 月 日			工 事 概 要								
工 期	自	年 月 日	至									年 月 日
変 更 契 約 日	年 月 日											
変 更 工 期	自	年 月 日	至									年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日											
完 成 検 査 日	年 月 日											
設 計 額	円	契 約 額	円									前 払 年 月 日
第 1 回 変 更	円	契 約 額	円	支 払 年 月 日	年 月 日	支 払 額	円					
第 2 回 変 更	円	契 約 額	円	支 払 年 月 日	年 月 日	支 払 額	円					
第 3 回 変 更	円	契 約 額	円	支 払 年 月 日	年 月 日	支 払 額	円					
工 事 費 内 訳	国 補 事 業 費 円 (内 国 費 円) 単 独 事 業 費 円											
摘 要												

様式第16号(第25条関係)

(表)

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合
管理者 宛て

受注者 住所
氏名

印

債権譲渡承諾申請書

この度、契約の履行によって生ずる債権を、当該債権について裏面記載の債権譲渡の条件が付されることを了承の上、下記のとおり譲渡したいので、御承諾くださるよう申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請 負 代 金 額	円
受 領 済 額	円
債権譲渡をする 請 負 代 金 額	円
債権譲渡する理由	
債 権 譲 渡 先	

(裏)

債権譲渡の条件

- 1 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更に伴い請負代金が増加した場合は、当該増加した請負代金相当額は、当然に債権譲受人に債権譲渡されたものとみなす。
- 2 債権譲受人の債務者に対する請求に対し、次の場合には、当該額に相当する額の支払を拒絶することができるものとする。
 - (1) 債権譲渡後に、債務者が当該工事に関して債権譲渡人に対する債権を取得した場合は、当該債権額
 - (2) 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更又は契約解除に伴い請負代金が減少した場合は、当該減少した請負代金の額
- 3 債権譲渡人は、債権譲渡契約を締結する場合は、前2項の内容を規定しなければならない。当該契約中に当該規定がない場合には、債権譲渡の効力はないものとする。

商号又は名称 様

発注者 住所

氏名 茨城県中央環境衛生組合
管理者



債権譲渡承諾書

この度、あなたから、 年 月 日付けをもって申請のありました
工事の債権については、申請のとおり債権譲渡を承諾します。
なお、債権譲渡承諾の条件は、下記のとおりです。

記

- 1 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更に伴い請負代金が増加した場合は、当該増加した請負代金相当額は、当然に債権譲受人に債権譲渡されたものとみなす。
- 2 債権譲受人の債務者に対する請求に対し、次の場合には、当該額に相当する額の支払を拒絶することができるものとする。
 - (1) 債権譲渡後に、債務者が当該工事に関して債権譲渡人に対する債権を取得した場合は、当該債権額
 - (2) 債権譲渡後に、債権譲渡人と債務者との契約変更又は契約解除に伴い請負代金が減少した場合は、当該減少した請負代金の額
- 3 債権譲渡人は、債権譲渡契約を締結する場合は、前2項の内容を規定しなければならない。当該契約中に当該規定がない場合には、債権譲渡の効力はないものとする。

出来形検査願

年 月 日	
茨城県中央環境衛生組合 管理者 宛て	
受注者 住所 氏名	
印	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請 負 代 金 額	円
前 払 金	円
備 考	

出来形検査結果通知書

年 月 日	
商号又は名称	様 茨城県央環境衛生組合 管理者 印
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出来形検査年月日	年 月 日
出 来 高 歩 合	%
出 来 高 金 額	円
部分払支払限度額	円
検 査 員 職 氏 名	
立 会 人 職 氏 名	
備 考	

監督員決定（変更）決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合				起案	年 月 日		
.....係.....				決裁	年 月 日		
職・氏名 ⑩				保存年限	永・ 年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長	係	公印承認印
監督員職氏名							
工事名 (委託業務名)							
工事場所 (履行場所)							
工期 (履行期間)		年 月 日から			日間		
		年 月 日まで					
契約年月日		年 月 日					
受注者							
契約金額		円					
通知年月日		年 月 日					
備考							
公開区分		1 公開	非公開の 部分・理由		茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条の規定により茨城県情報公開条例第条第項第号該当		
		2 部分公開					
		3 非公開					

監督員任命書

年 月 日	
宛て	
茨城県中央環境衛生組合 管理者 印	
工 事 名 (委託業務名)	
工 事 場 所 (履行場所)	
工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
契 約 年 月 日	年 月 日
受 注 者	
契 約 金 額	円
備 考	

監督員決定（変更）通知書

年 月 日	
商号又は名称	様 茨城県中央環境衛生組合 管理者 印
監督員職氏名	
工 事 名 (委託業務名)	
工 事 場 所 (履行場所)	
工 期 (履行期間)	年 月 日から 年 月 日まで 日間
契 約 年 月 日	年 月 日
受 注 者	
契 約 金 額	円
監督員の有する 権 限 の 内 容	
備 考	

様式第23号（第31条、第36条、第38条、第39条、第42条、第43条、第44条、第46条、第84条関係）

監督票・指示（承諾）書		管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長	係員
工 事 名 (委託業務名)		日 時	年 月 日 時				
監 督 員	<input type="checkbox"/> 受注者及び <input type="checkbox"/> 現場代理人氏名						
指示	処理後の報告						

支給材料・貸与品事故報告書				
茨城県中央環境衛生組合 管理者 宛て			年 月 日	受注者 ⑩
工 事 名 (委託業務名)				
工 事 場 所 (履行場所)				
事 故 日 時	年 月 日			
事 故 の 場 所				
内 容				
品 名	形状寸法	数量	単位	備 考
滅失（毀損） の 始 末				

現場発生材報告書				
				年 月 日
事務局長 宛て		監督員職氏名 ⑩		
工 事 名				
工 事 場 所				
保 管 場 所				
内 容				
品 名	形状寸法	数量	単位	備 考
処 理 方 針 等				

工事完成検査結果通知書

年 月 日	
商号又は名称	様 茨城県中央環境衛生組合 管理者 印
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
請 負 代 金 額	円
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 員 職 氏 名	
検 査 結 果	
備 考	

茨城県中央環境衛生組合
管理者 宛て

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

工 作 物 件 引 渡 書

下記の工事について、竣工したので工事関係書類を添えて引き渡します。

1 工 事 名

2 工 期

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 添付書類

4 附属物件

(鍵一式)

様式第29号（第59条関係）

年 月 日

（保証事業会社）

様

発注者 住所

氏名 茨城県中央環境衛生組合
管理者



契約解除通知書

貴社の前払保証（ 年 月 日付け契約番号 ）に係る受注者
は、請負契約書第 条第 項に該当したので、別紙のとおり
年 月 日付けをもって請負契約を解除したので、前払金保証約款第6条第1項の規定によ
り通知します。

出来形確認書

1 工 事 名

2 出来形確認日

3 確認日現在出来高 円 %

4 出来形検査員職氏名

⑩

5 立 会 人

⑩

6 受 注 者

⑩

7 保証事業者

⑩

保証人 様

発注者 住所
氏名 茨城県中央環境衛生組合
管理者



代替履行請求書兼債権譲渡承諾書

下記2の工事施工に関し、受注者 が建設工事請負契約書第46条第1項第号に該当すると認めたので、同請負契約書第45条の2第1項の規定に基づき下記1の公共工事履行保証証券の保証人である に、履行保証証券の規定に従って代替履行業者を選定し、当該工事を完成するよう請求します。

本書による代替履行請求をもって、受注者と保証人との間で締結された保証委託契約に基づく受注者の下記の工事請負契約に関する下記3の請負代金債権の譲渡は、これを承諾します。

なお、受注者に対しても に代替履行業者を選定し当該工事を完成させるよう請求したこと及び請負代金債権の譲渡を承諾した旨を通知したので、通知します。

記

1 公共工事履行保証証券番号

2 代替履行請求の工事名

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 請負代金 円

(5) 契約年月日 年 月 日

3 請負代金債権の額 円

上記の内訳

(1) 請負代金債権の額 { = (2) - ((3) + (4) + (5)) }

(2) 請負代金額 円

(3) 部分払金額 円

(4) 部分引渡しに係る金額 円

(5) 前払金額 円

受注者
商号又は名称 様

発注者 住所
氏名 茨城県中央環境衛生組合
管理者



代替履行請求書兼債権譲渡承諾通知書

下記2の工事の施工に関し、あなたが建設工事請負契約書第46条第1項第 号に該当すると認め
たので、同請負契約書第45条の2第1項の規定に基づき、公共工事履行保証証券の保証人
に対し、下記1の公共工事履行保証証券の規定に従って代替履行業者を選定し、当該
工事を完成させるよう請求したので通知します。

なお、あなたと保証人との間で締結された保証委託契約に基づくあなたの下記2の請負契約に関
する下記3の請負代金債権の譲渡を承諾した旨をあわせて通知します。

記

1 公共工事履行保証証券番号

2 代替履行請求の工事名

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(4) 請 負 代 金 円

(5) 契約年月日 年 月 日

3 請負代金債権の額 円

上記の内訳

(1) 請負代金債権の額 $\{ = (2) - ((3) + (4) + (5)) \}$

(2) 請負代金額 円

(3) 部分払金額 円

(4) 部分引渡しに係る金額 円

(5) 前払金額 円

保証人 様

発注者 住所
氏名 茨城県中央環境衛生組合
管理者



代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書

年 月 日付け代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書の下記1の業者を代替履行業者として承認するとともに、当該代替履行業者に対し原契約に従い、下記3の工事を完成するよう請求します。

保証人及び代替履行業者は、年 月 日までに両者連名の上、代替履行承諾書を提出することとし、その提出日をもって、建設工事請負契約書第45条の2第2項の規定に従い、下記2の受注者の権利義務は下記1の代替履行業者に承継されるものとする。

保証人が下記2の受注者から譲渡を受けた下記4の請負代金債権を下記1の代替履行業者に譲渡することについては、これを承諾します。

記

- 1 代替履行業者 住 所
商号又は名称
- 2 原契約の受注者 住 所
商号又は名称
- 3 代替履行請求の工事名
 - (1) 工 事 名
 - (2) 工 事 場 所
 - (3) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
 - (4) 請 負 代 金 円
 - (5) 契約年月日 年 月 日
- 4 請負代金債権の額 円
上記の内訳
 - (1) 請負代金債権の額 $\{ = (2) - ((3) + (4) + (5)) \}$
 - (2) 請負代金額 円
 - (3) 部分払金額 円
 - (4) 部分引渡しに係る金額 円
 - (5) 前払金 円

委託業務完了検査結果通知書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>商号又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">茨城県央環境衛生組合 管理者 印</p>	
委託業務名	
委託業務料	円
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
検査年月日	年 月 日
検査員職氏名	
備考	

用地交渉員決定（変更）決議書

分類 大 中 小 細
番号 . . .

起案者 茨城県中央環境衛生組合				起案	年 月 日		
.....係.....				決裁	年 月 日		
職・氏名 ㊟				保存年限	永・ 年・差替		
甲 乙 丙 丁	管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長	係	公印承認印
用地交渉員職氏名							
事業名							
履行場所							
権利者名							
執行額	用地費	円					
	補償費	円					
	合計	円					
完了予定年月日		年 月 日					
執行年月日		年 月 日					
備考							
公開区分	1 公開 2 部分公開 3 非公開	非公開の 部分・理由	茨城県中央環境衛生組合情報公開条例第2条の規定により茨城県情報公開条例第条第項第号該当				

用地交渉員任命書

年 月 日	
宛て	
茨城県中央環境衛生組合 管理者 印	
事業名	
履行場所	
権利者名	
執行額	用地費 円
	補償費 円
	合計 円
完了予定年月日	年 月 日
執行年月日	年 月 日
備考	